

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(一一二五)

○身体障害者補助大法の一部を改正する法律(一一二六)

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(一一二七)

○労働契約法(一一二八)

○最低賃金法の一部を改正する法律(一一二九)

〔政 令〕

○弁理士法施行令の一部を改正する政令(三三〇)

〔省 令〕

○社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働一四四)

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一四五)

〔告 示〕

○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件(総務六六一)

○端末機器の設計認証の報告に関する件(同六六三)

○社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件(厚生労働四〇六)

○電子情報処理組織の使用による療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用の請求をすることができきる保険医療機関又は保険薬局の一部を改正する件(同四〇七)

○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件(農林水産一五二五)

○出願公表後に名称変更がなされた件(同一五二六)

〔公 告〕

○諸事項
○破産、免責、再生関係
○特殊法人等

○独立行政法人通関情報処理センター意見招請に関する公示、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係
○地方公共団体
○公債償還(東京都)、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係

○会社その他
○会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(法律第一二五号)(厚生労働省)

一 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正関係

1 定義規定の見直し

(一) 社会福祉士の業務として、福祉サービス関係者等との連絡及び調整を明確化することとした。(第二条第一項関係)

(二) 介護福祉士の業務を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改め、介護福祉士が専門的知識及び技術をもって行う介護の内容を明確化することとした。(第二条第二項関係)

2 義務規定の見直し

(一) 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならないこととした。(第四条の二関係)

(二) 社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこととした。(第四七条第一項関係)

(三) 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症であること等の心身の状況等に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこととした。(第四七条第二項関係)

(四) 社会福祉士及び介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこととした。(第四七条の二関係)

3 介護福祉士の養成に係る制度の見直し

(一) 大学に入学することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに等しいとして、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めることとした。(第三九条及び第四〇条第二項第一号、第三号関係)

(二) 三年以上介護等の業務に従事した者の介護福祉士試験の受験資格について、三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改めることとした。(第四〇条第二項第五号関係)

(三) 高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに於いて三年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を法律上介護福祉士試験の受験資格を有する者として位置付けることとした。(第四〇条第二項第四号関係)

(四) 平成二六年三月三十一日までに高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとした。(附則第一五五条関係)

(五) (一)に該当する者であつて介護福祉士でないものは、当分の間、登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とすることができるとした。(附則第一四四条関係)

(六) 社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることの必要な厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目及び社会福祉に関する基礎科目について、必要な基準を定めるため、文部科学省令、厚生労働省令で定めることとした。(第七条第一号及び第二号関係)

(一) 社会福祉士試験の受験資格を有する者として、社会福祉法に規定する社会福祉士事務の養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを加えることとした。(第七條第九項関係)

(二) 児童福祉司等であつた期間が五年以上ある者の社会福祉士試験の受験資格については、児童福祉司等であつた期間を四年以上に短縮し、その期間が四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者に改めることとした。(第七條第一二項関係)

ただし、公布の日から起算して五年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験については、児童福祉司等であつた期間が五年以上ある者も受けることができたこととした。(改正法附則第三條第二項関係)

二 身体障害者福祉法、社会福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正関係
身体障害者福祉法、社会福祉法主事及び知的障害者福祉法の任用の資格に社会福祉士を追加することとした。身体障害者福祉法第一二條、社会福祉法第一九條及び知的障害者福祉法第一四條関係

三 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定に関する日本国政府とフィンランド共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。
四 この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇身体障害者補助犬法の一部を改正する法律(法律第一二六号)(厚生労働省)

一 事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用
障害者雇用事業主は、その事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んでおいてはならないこととした。(第一〇條第一項関係)

2 苦情の申出等
(一) 身体障害者又は施設等を管理する者は、都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができるとした。(第二五條第一項関係)
(二) 都道府県知事は、(一)の苦情の申出があつたときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとした。(第二五條第二項関係)

3 大都市等の特例
2により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の長が行うこととした。(第二六條関係)

4 この法律は、一部の規定を除き、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(法律第一二七号)(厚生労働省)

1 国民年金の特例等
(一) 永住帰国した中国残留邦人等(明治四四年四月二日以後に生まれ、一年以上日本に住所を有するものに限る。以下において同じ。)であつて、昭和二十一年二月三十一日以前に生まれたもの(これに準ずる事情があるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)に係る昭和三六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間であつて政令で定めるものについては、昭和六〇年改正前の国民年金法による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。又は国民年金法に規定する第一号被保険者期間)と同一とみなすこととした。(第一三條第一項関係)

(二) 国民年金法に規定する第一号被保険者期間(以下「新被保険者期間」という。)と同一とみなすこととした。(第一三條第一項関係)

(一) に定める永住帰国した中国残留邦人等(六〇歳以上の者に限る。)であつて昭和三六年四月一日以後に初めて永住帰国したものの(以下「特定中国残留邦人等」という。)は、旧被保険者期間又は新被保険者期間(保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。以下において同じ。)に係る保険料を納付することができるとした。(第一三條第二項関係)

(二) 国は、特定中国残留邦人等に対し、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間(一)により旧被保険者期間とみなされた期間を含む。)及び被用者年金の被保険者期間(政令で定める期間に限る。)並びに国民年金法による被保険者期間(一)により新被保険者期間とみなされた期間を含み、政令で定める期間を除く。)に、政令で定める額の一時金を支給することとした。(第一三條第三項関係)

(三) 国は、(二)の一時金の支給に当たっては、旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る保険料に相当する額として政令で定める額を当該一時金から控除し、当該特定中国残留邦人等に代つて当該保険料を納付するものとした。(第一三條第四項関係)

(四) 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び(一)から(四)までの適用に關し必要な事項については、政令で特別の定めをすることができるとした。(第一三條第五項関係)

2 支援給付の実施
(一) この法律による支援給付(2及び3において「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他の者(当該世帯にその者の配偶者等があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法の基準により算出した額に比して不足するもの)に對して、その不足する範囲内において行うものとした。(第一四條第一項関係)

(二) 支援給付の種類は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付その他政令で定める給付とすることとした。(第一四條第二項関係)

(三) 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該配偶者等について生活保護法の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該配偶者に対して、支援給付を行うものとした。(第一四條第三項関係)

(四) この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例によることとした。(第一四條第四項関係)

(五) 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれてある事情にかんがみ、必要な配慮をして、適切丁寧に行うものとした。(第一四條第五項関係)

3 支援給付については、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法その他政令で定める法令の規定を適用することとした。(第一四條第六項関係)

4 施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施
1 (三)の一時金及び支援給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。また、租税その他の公課は、1 (三)の一時金及び支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができないこととした。(第一五條関係)

2 施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施
特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが2の施行前に死亡した場合において、当該配偶者が2の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、かつ、2の施行後も当該配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該配偶者等について生活保護法の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該配偶者に対して、支援給付を行うものとした。(改正法附則第四條関係)

3 特定最低賃金

(一) 特定最低賃金の決定等

(1) 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるとした。(第一五条第一項関係)

(2) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(1)の申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるとした。(第一五条第二項関係)

(二) 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について、当該特定最低賃金において定め、最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とすることとした。(第一七条関係)

労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止することとした。(改正前の第一一条、第一三条、第一五条及び第一八条関係)

5 その他

(一) 監督機関に対する申告

(1) 労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるよう求めることができることとした。(第三四条第一項関係)

(2) 使用者は、(1)の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いはならないこととした。(第三四条第二項関係)

(三) 罰則

(1) 労働者に対し、地域別最低賃金において定める最低賃金額を支払わなかつた使用者は、五〇万円以下の罰金に処することとした。(第四〇条関係)

(2) 特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないこととした。(第四〇条関係)

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇弁理士法施行令の一部を改正する政令(政令第三三〇号)(経済産業省)

1 弁理士法の部を改正する法律の一部の施行に伴い、弁理士試験における論文式の試験の免除を受けることができる者を判定する審議会を工業所有権審議会と定めることとした。

2 この政令は、平成二〇年一月一日から施行することとした。

法 律

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十九年十二月五日
内閣総理大臣 福田 康夫

法律第百二十五号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第二条第一項中「指導」の下に「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整」を、「第七条」の下に「及び第四十七条の二を加え、同条第二項中「入浴排せつ、食事その他の」を「心身の状況に応じた」に改める。

第七条第二号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発校等」という。))」を削り、同条第三号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第三十九条第一号から第三号までの規定中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第四十号中第四十五条の前に次の一条を加える。

(誠実義務)

第四十四号の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

(連携)

第四十七条 社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス(次項において「福祉サービス」という。)が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行い、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する認知症をいう。)であること等の心身の状況その他の状況に応じ、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(資質向上の責務)

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第十一号中「昭和二十六年法律第四十五号」を削り、「五年以上ある者」を「四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第三十八條を次のように改める。

(政令及び厚生労働省令への委任)
第三十八條 この章に定めるもののほか、社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の指定に關し必要な事項は政令で、社会福祉士試験、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三十九條第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令、厚生労働省令で定める」に改める。

第四十條第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに於いて三年以上(専攻科において二年以上)必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

第四十條を次のように改める。

(政令及び厚生労働省令への委任)
第四十條 この章に規定するもののほか、第三十九條第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十條第二項第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に關し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は厚生労働省令で定める。

(介護福祉士試験の受験資格の特例)
第二條 第四十條第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上(専攻科において二年以上)必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 前項に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に關し必要な事項は、政令で定める。附則第三條及び第四條を削る。

第三條 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九條を次のように改める。

(介護福祉士の資格)
第三十九條 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十條第二項第三号中「前号」を「前各号」に「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同條第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づき大学において文部科学省令、厚生労働省令で定める社会福祉に關する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

三 学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同條第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む)であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

第四十條中「第三十九條第一号から第三号まで」を「第四十條第二項第一号から第三号まで及び第五号」に「第四十條第二項第一号」を「同項第四号」に改める。
附則第二條を附則第十五條とし、附則第一條の次に次の十三條を加える。
(准介護福祉士)
第二條 第四十條第二項第一号から第三号までのいづれかに該当する者であつて、介護福祉士でないものは、自分の間、准介護福祉士附則第四條第一項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者をいう。以下同じ。
(欠格事由)
第三條 次の各号のいづれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。
一 成年被後見人又は被保佐人
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三 この法律の規定その他社会福祉に關する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 第四十二條第二項において準用する第三十二條第一項第二号又は第三項の規定により准介護福祉士の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
五 次條第三項において準用する第三十二條第一項第二号又は第三項の規定により准介護福祉士の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
(登録)
第四條 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
2 准介護福祉士が第四十二條第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。
3 第二十九條から第三十四條までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九條中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と

第四十條中「第二十八條」とあるのは「附則第四條第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一條及び第三十二條第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三條各号(第四号を除く)」とあるのは「附則第三條各号(第四号及び第五号を除く)」と、同條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「第四十五條及び第四十六條」とあるのは「附則第八條において準用する第四十五條及び第四十六條」と読み替へるものとする。

(指定登録機関の指定等)
第五條 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という)に准介護福祉士の登録の実施に關する事務(以下「登録事務」という)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十條第三項及び第四項、第十一條から第十三條まで、第十六條から第二十三條まで、第二十五條から第二十七條まで並びに第三十條の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十條第三項中「前項」とあり、及び同條第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五條第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四條第一項に規定する職業紹介の事業(その取り扱う職種が介護等を含むものに限る)その他の」と、第十六條第一項中「職員(試験委員を含む)次項において同じ」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む)」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第三十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「附則第五條第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替へるものとする。

第三十條中「第二十八條」とあるのは「附則第四條第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一條及び第三十二條第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三條各号(第四号を除く)」とあるのは「附則第三條各号(第四号及び第五号を除く)」と、同條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「第四十五條及び第四十六條」とあるのは「附則第八條において準用する第四十五條及び第四十六條」と読み替へるものとする。

(厚生労働省令への委任)
 第六条 前二条に規定するもののほか、准介護福祉士の登録、指定登録機関その他前二条の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(名称の使用制限)
 第七条 准介護福祉士でない者は、准介護福祉士という名称を使用してはならない。

(準用)

第八条 第四十四条の二から第四十六条まで、第四十七条第二項及び第四十七条の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二中「社会福祉士及び介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条の二中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、適応するため」とあるのは「適応し、並びに介護福祉士となるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読み替えるものとする。

(罰則)
 第九条 前条において準用する第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十条 附則第五項第三項において準用する第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 附則第五項第三項において準用する第二十二條第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四條第三項において準用する第三十二條第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七條の規定に違反した者

第十三条 次の各号のいずれかに該当するとき又はその違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五條第三項において準用する第七條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 附則第五條第三項において準用する第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

三 附則第五條第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

四 附則第五條第三項において準用する第二十一条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき

(第三条第四号の規定の適用関係)
 第十四条 第三条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二條第二項」とあるのは、「第四十二條第二項及び附則第四條第三項」とする。

(身体障害者福祉法の一部改正)
 第四条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士

(社会福祉法の一部改正)
 第五条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉士

(知的障害者福祉法の一部改正)
 第六条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士

(施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八條及び第九條第一項の規定公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び附則第三條から第五條までの規定 平成二十一年四月一日

(準備行為)
 第二条 第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二條第一項の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為は、前条第三号に掲げる規定の施行前においても、第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項第一号及び附則第二條第一項の規定の例により行うことができる。

2 第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という)第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項第一号から第三号まで及び第五号の規定の例により行うことができる。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七條の規定にかかわらず、社会福祉士試験を受けることができる。

一 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は第八号のいずれかの要件に該当する者

二 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき大学(短期大学を除く、以下この号及び次号において同じ)に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目(以下この項において「旧指定科目」という)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づき短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

四 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づき短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

五 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づき短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

六 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づき短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目(以下この項において「旧基礎科目」という)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

四 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

五 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

六 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目(以下この項において「旧基礎科目」という)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

四 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づき短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第四号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

五 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づき短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

六 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づき短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

七 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

八 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

九 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

十 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

十一 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

十二 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

十三 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

十四 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

十五 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第八号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

次に各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七号の規定にかかわらず、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日以後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第十一号に規定する要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して五年を経過する日までに第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第十一号に規定する要件に該当することとなつた者

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号第二号に規定する要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく大学に

入学し、当該大学において同号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二号に規定する要件に該当する者は、第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第十九号各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第三十九号の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第七条 この法律の施行の際現に介護福祉士という名称を使用している者については、新法附則第七条の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほかこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第九条 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正) 第十一条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第一項第八十五号の規定の適用については、当分の間、同号中「及び介護福祉士」とあるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。

財務大臣 額賀福志郎
文部科学大臣 渡海紀三朗
厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽
平成十九年十二月五日
内閣総理大臣 福田 康夫

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律をここに公布する。

法律第二百二十六号
身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第二十五条)」を「第八章 雑則(第二十五条・第二十六条)」に改める。

第七章 雑則
第二十五条 身体障害者又は事務所にあっては当該事業所又は事務所の事業主とし、公共交通事業者等が旅客の運送を行うための事業の用に供する車両等にあつては当該公共交通事業者等とする。以下同じ。は、当該施設等の所在地(公共交通事業者等が旅客の運送を行うための公共交通事業者等の営業所の所在地)を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができ

る。

2 都道府県知事は、前項の苦情の申出があつたときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の苦情の申出を受けた場合において当該苦情を適切に処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その他の協力を求めることができる。

第十条 「事業主」を「障害者雇用事業主以外の事業主」と改め、同条を同条第二項とし、同条第一項して次の一項を加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)第四十三条第一項の規定により算定した同項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の同項の事業主が雇用する同項の労働者の数のうち最小の数を勧

省令

厚生労働省令第四百四十四号
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。
平成十九年十二月五日

厚生労働大臣 舛添 要一
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令
(社会福祉法施行規則の一部改正)

第一条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
第一条の二(見出しを含む)中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第三十八条第一項中「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同項第一号中「権限」の下に「国の設置する養成機関及び国の実施する講習会に係るものを除く。」を加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
第二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二十二条第三項中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。
(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の一部改正)
第三条 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則
第一条第一項中「職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発校等」という。))」を削る。

第二条第一項及び第二項、第三条第一項並びに第四条第一項中「職業能力開発校等」を削る。
(社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)
第四条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の表筆記試験の項中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。
(社会福祉士主事養成機関等指定規則の一部改正)
第五条 社会福祉士主事養成機関等指定規則(平成十二年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣の権限」に改め、第十九条第一項中「厚生労働大臣の権限」の下に「国の設置する養成機関及び国の実施する講習会に係るものを除く。」を加える。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働省令第四百四十五号
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十六条及び第十七条第一項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十二月五日

厚生労働大臣 舛添 要一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「除く」の下に「第十四条の二を除き」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。
(永住帰国した中国残留邦人等に関する情報の提供)
第十八条の二 法第十六条の規定による情報の提供は、永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。)の次に掲げる事項に関する情報であつて社会保険庁が保有するものの全部又は一部を提供することに よつて行うものとする。
一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 国民年金の被保険者の資格に関する事項及び保険料の納付に関する事項
四 厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第十二条第一号ロに規定する共済組合の組合員及び同号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者を含む。)の資格に関する事項並びに事業所又は事務所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称
第十九条第一項、第二十一条及び第二十二条中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告示
総務省告示第六百六十二号
事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二十八号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日より施行する。
平成十九年十二月五日
総務大臣 増田 寛也

第四条第二項中「第二十五条の八第二号」を「第三十五条の六第二号(第三十五条の十四及び)」に改める。
第五条第一項中「第三十五条の六」を「第三十五条の十一」に改める。
第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。
(ネットワーク品質)
第六条 規則第三十五条の十二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないインターネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。

一 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信回線設備を提供するインターネットネットワーク)において、以下各号に掲げる電気通信回線設備に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間においては、一、二、三、四の各号に掲げるパケット転送の平均遅延時間の値を七〇ミリ秒以下とし、五、六の各号に掲げるパケット転送の平均遅延時間の値を二〇ミリ秒以下とし、七、八の各号に掲げるパケット転送の値を〇・一パーセント以下とする。
ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。
二 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備と他の電気通信事業者の電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信回線設備を提供するインターネットネットワーク)との間の分界点と端末設備等分界点との間においては、一、二、三、四の各号に掲げるパケット転送の平均遅延時間の値を五〇ミリ秒以下とし、五、六の各号に掲げるパケット転送の平均遅延時間の値を一〇ミリ秒以下とし、七、八の各号に掲げるパケット転送の値を〇・〇五パーセント以下とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

〇総務省告示第六百六十三号
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百三条において準用する同法第九十二条第一項の規定に基づき登録認定機関から設計認証の報告を受けたので、同法第百三条において準用する同法第九十二条第二項及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総務省令第十五号)第十九条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年十二月五日
総務大臣 増田 寛也

株式会社ナナオ
富士通株式会社

キヤノン株式会社
モトローラ株式会社

松下電器産業株式会社

松下電器産業株式会社

松下電器産業株式会社

松下電器産業株式会社

Samsung Electronics Co., Ltd.

Samsung Electronics Co., Ltd.

HIGH TECH COMPUTER CO
R.P.

株式会社村田製作所

株式会社村田製作所

HIGH TECH COMPUTER CO
R.P.
Hindustan Technologies Co., Ltd.

Hindustan Technologies Co., Ltd.

厚生労働省告示第四百六号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。
平成十九年十二月五日

厚生労働大臣 舛添 要一

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号及び第七号第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二二三三号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則第五条第一号及び第七号第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

電話用設備に接続される端末機器
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器
電話用設備に接続される端末機器

デジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器
デジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

D T24 Z D I又はD T27 Z D I
F M V—B 8250

F 152800
S 9

C F—R 7

C F—W 7

C F—T 7

C F—19

820 S C

920 S C

NEON100

H680

L B U A O Z Z K A Z

L B U C O Z Z L K I

C L I O I I I O

D 02H W

A 070184005
D 070193005

A 070185005
A 070176005

A D 070169005

A D 070170005

A D 070171005

A D 070172005

A D 070186005

A D 070187005

A D 070190005

A 070196005
D 070097005

D 070098005

A D 070191005

A D 070199005

平成19年9月18日
平成19年9月18日

平成19年9月19日
平成19年9月19日

平成19年9月19日
平成19年9月19日

平成19年9月19日
平成19年9月19日

平成19年9月19日
平成19年9月19日

平成19年9月21日
平成19年9月21日

平成19年9月21日
平成19年9月21日

平成19年9月21日
平成19年9月21日

平成19年9月26日
平成19年9月26日

平成19年9月26日
平成19年9月26日

平成19年9月27日
平成19年9月28日

平成19年9月28日

平成19年9月28日

平成19年9月28日

第一項中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。
第二 社会福祉士主事養成機関等指定規則第五条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十二年厚生省告示第百五十二号)の一部を次のように改正する。
本則中「社会福祉士介護福祉士職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号及び第七号第一項第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年十二月厚生省告示第二二三三号)」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則第五条第一号及び第七号第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二二三三号)」に改める。

第三 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第七条第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成十三年厚生労働省告示第二四四十一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則第七条第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

第四 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第七条第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成十三年厚生労働省告示第二四四十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則第七条第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

本則中「社会福祉士介護福祉士職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」に改める。

本則中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。

本則中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。

第一号中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。

第一号中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。

第一号中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。

第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業